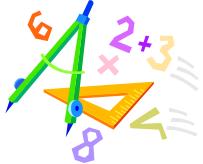


平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される

消費税率等に関する 経過措置の取扱いQ & A



来年4月から消費税率の引き上げに際して、国税庁では「経過措置」を設けています。概要は、来年4月以降の商品提供や請負納品にあたっては、本年9月末までに契約書等で明記しているものであれば、旧税率（5%）でよいとしています。

国税庁消費税室で公表している「経過措置の取扱いQ & A」を資料に、様々なケースを参考に学んで行きます。このセミナーで具体的な参考事例を知る事によって、いくらかでも消費者や顧客の負担軽減にもなり、中小企業の営業政策に役立つものと思われます。

是非、この機会にご参加下さい。

●日時 平成25年 **9月9日(月)**

午後1時30分～午後3時

●場所 タスパークホテル 会議室

●講師 長井税務署 職員

●会費 無料（新品タオル1本ご寄付願います）

（管内の福祉施設に新品タオルを寄附する運動展開中）

●締切 9月2日

●主催 （公社）長井法人会（TEL88-3960）

●共催 長井商工会議所

●申込 下記に記入の上、当会までお申込み下さい。

.....

（公社）長井法人会 行き

9/9 実務(消費税)セミナー参加申込書

◆事業所名

◆参加者名

◆TEL

◆FAX

（ご連絡戴いた個人情報は本事業にのみ使用させて戴きます）

長井法人会のFAXは、88-3823 です。

セミナー内容（抜粋）

①施行日前後の取引に係る税率の適用関係

- ・施行日の前日までに購入した在庫品
- ・施行日前後の返品等の取扱い

②旅客陳等の税率等に経過措置

- ・施行日前に領収している場合の意義
- ・乗車券が発行されない場合
- ・ディナーシャーの料金

③電気料金等の税率等に経過措置

- ・携帯電話の料金
- ・定額通信料金（インターネット）

④工事の請負等の税率に関する経過措置

- ・契約書のない工事
- ・下請け工事
- ・地方公共団体の仮契約による契約日の判定
- ・機械設備等の販売に伴う取り付け工事

⑤資産の貸し付けの税率等に関する経過措置

- ・売買として取り扱われるリース取引
- ・自動継続条項のある賃貸借契約

⑥指定役務の提供の税率等に関する経過措置

- ・指定役務の提供の具体例

⑦予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置

- ・定期的に継続して供給する「定期的」の意義

⑧通信販売等の税率等に関する経過措置

- ・不特定かつ多数の者に販売条件を提示
- ・売買契約の申し込み方法

⑨その他の経過措置

- ・有料老人ホーム（介護サービス）
- ・施行日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合